

富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画（改訂版）

富士見市食品ロス削減推進計画

（案）

富士見市

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 改訂版策定の趣旨

1. 趣旨

(1) 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制や適正な分別などを行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため策定し、一般廃棄物処理基本計画策定指針において、概ね5年ごとに改定するとされています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号、以下「食品ロス削減推進法」という。）第11条の規定に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画の改訂に合わせ、食品ロス削減推進計画を一体的に策定するものです。

(2) 背景

本市は、平成23年3月に、基本理念「低炭素社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会」を掲げ、令和2年度までの10年間を計画期間とする「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第2次計画）」を策定し、その後「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」を基本理念に、令和12年度までの10年間を計画期間とする「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）」を策定しました。

第3次計画策定から5年が経過し、新たに「廃食用油の拠点回収」や「リユースプラットホームに関する協定」「粗大ごみ受付システムの構築」「家電4品目宅配便回収に関する協定」「雑がみの袋出し」及び「フードドライブ物品貸出事業」などに取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の影響やその収束によるごみ排出量の変化、新たな富士見市人口ビジョンの策定、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行など、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。

社会状況が変化する中で、循環型のごみの少ないまちづくりを進めるためには、ごみ処理に関する情報を発信し、その現状と課題を明らかにしていくことが大切です。また、一人ひとりが生活のあり方を見直し、課題に取り組み、広く継続的な活動につなげていくことが重要です。

そこで、第3次計画の各施策の進捗状況の評価と見直しを行い「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画」を改訂し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上などこれまでの取組に加え、脱炭素化、循環型社会の形成を目指す施策の推進を継続する内容といたしました。また、「食品

ロス削減推進法」が施行されたことを受け、新たに「食品ロス削減推進計画」を本計画に位置付け、更なる持続可能な開発目標であるSDGsの達成を目指します。

☆ SDGs（持続可能な開発目標）とは？ ☆

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標です。平成28年から令和12年までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを誓っています。

SDGsでは、持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められています。

本計画でもSDGsの考え方を取り入れ、施策を展開します。



出典：国際連合広報センター

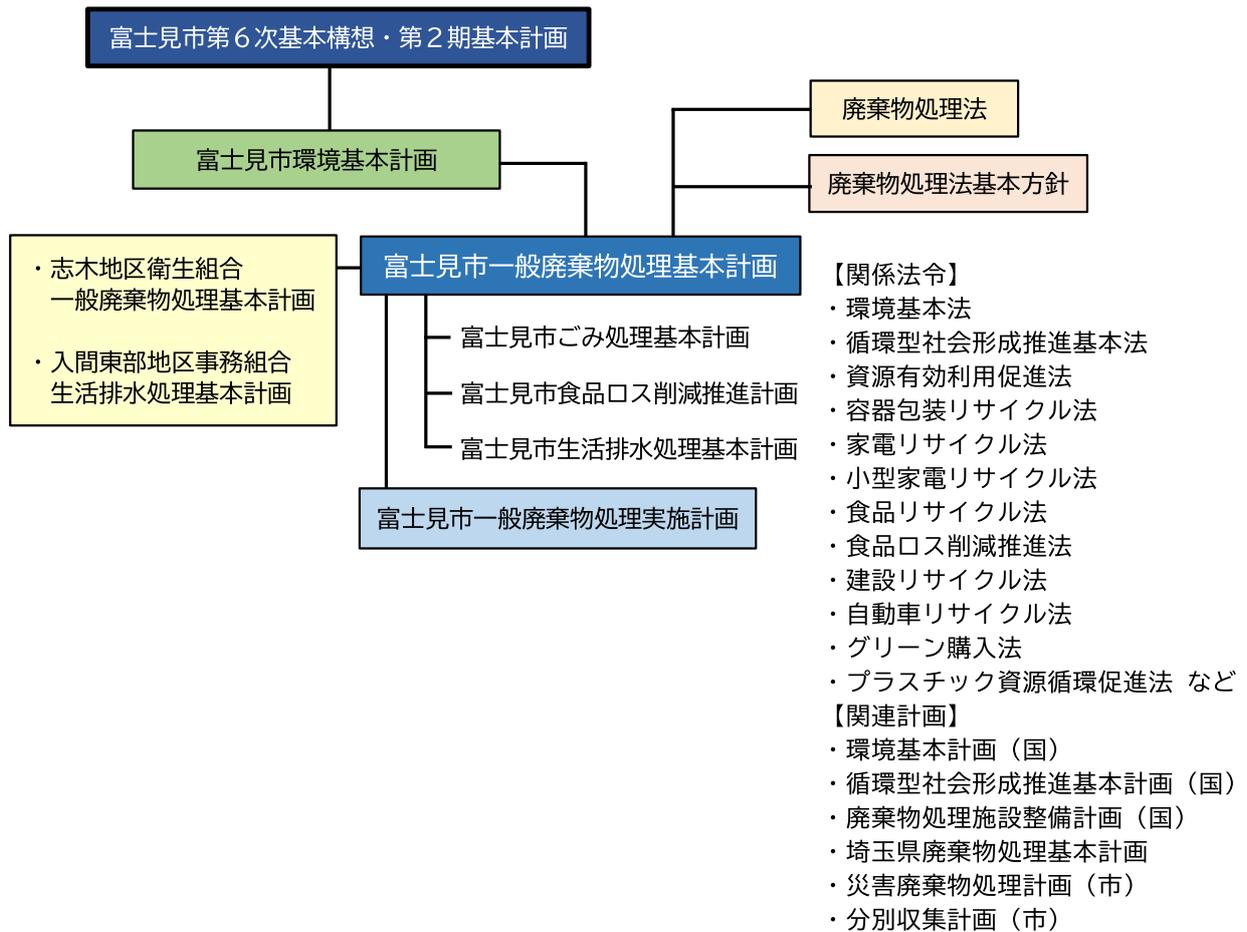
2. 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、本計画の前提条件に大きな変化があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、富士見市ごみ処理基本計画と富士見市食品ロス削減推進計画及び富士見市生活排水処理基本計画で構成されています。また、本計画は富士見市第6次基本構想第2期基本計画や富士見市環境基本計画、国・県の計画等と整合を図り策定しました。



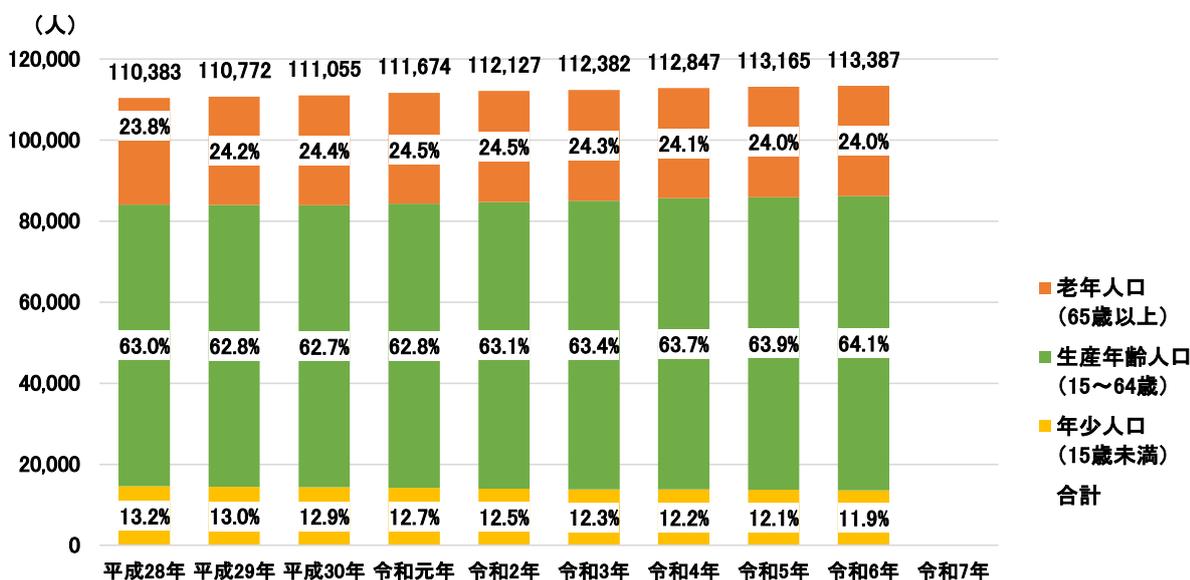
第2章 ごみ処理の現状

1. 人口と世帯の推移

本市の人口は、令和7年10月1日現在、●●●人です。過去10年間の年齢別人口の推移をみると、総人口は増加しており、このうち老年人口は令和2年以降減少に転じ、生産年齢人口は増加、年少人口は減少傾向にあります。

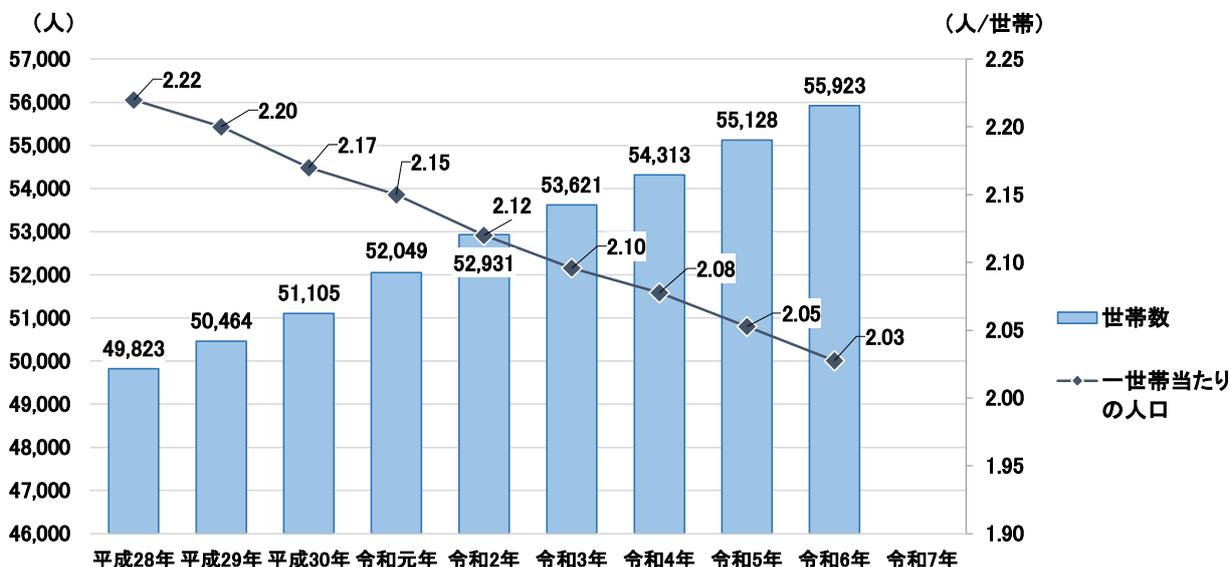
また、世帯数は●●●世帯となり、一世帯あたりの人数は●●●です。世帯数及び一世帯あたりの人数の推移をみると、世帯数は増加する一方で、一世帯あたりの人数は減少しています。

過去10年間の年齢別人口の推移



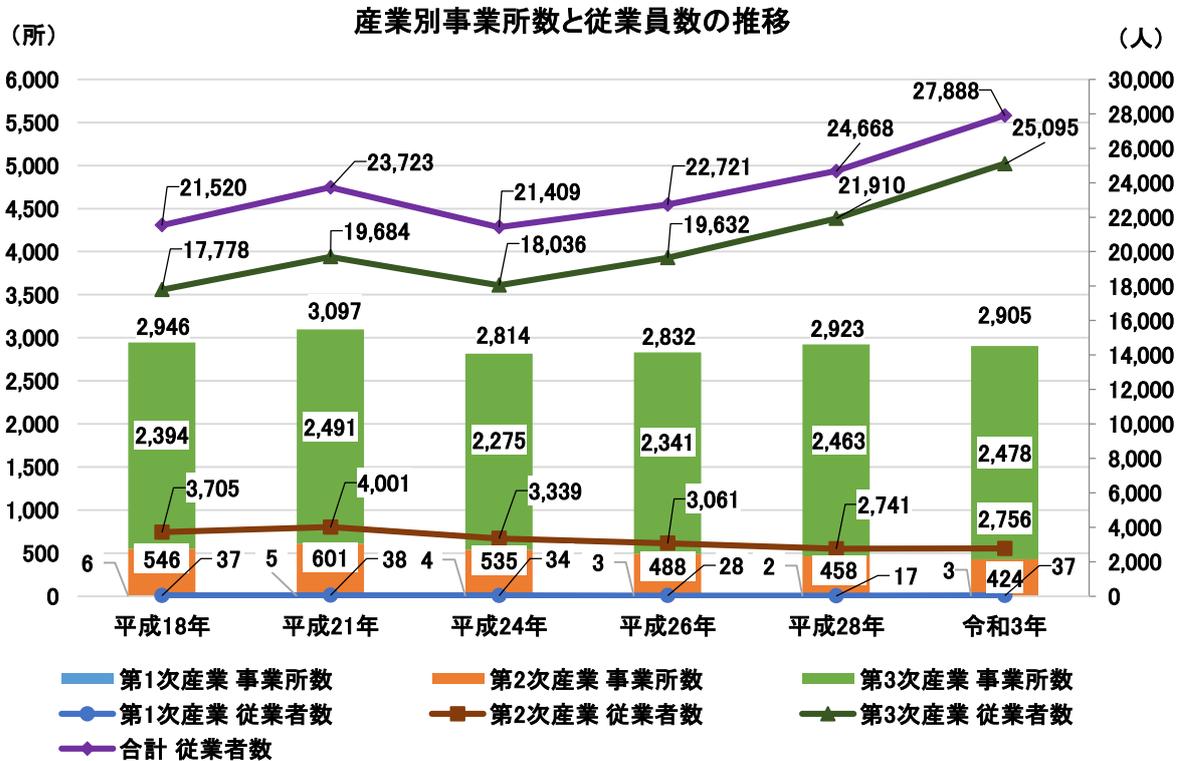
※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

過去10年間の世帯数及び一世帯あたりの人数の推移



2. 事業所の推移

本市の事業所数は、令和3年6月1日現在 2,905 事業所、このうち第1次産業は3事業所、第2次産業は424 事業所、第3次産業は2,478 事業所となっています。また、従業者数は、27,888 人で、このうち第1次産業の従業者数は37人、第2次産業の従業者数は2,756人、第3次産業の従業者数は25,095人です。



3. 土地利用の状況

下表は、令和6年における本市の土地利用の状況を表したものです。

本市の主な土地利用は「宅地」が642.1haと最も多く、全体の約32.5%を占めます。次いで雑種地が582.9haであり全体の約29.5%を占めています。

土地利用状況(令和6年)

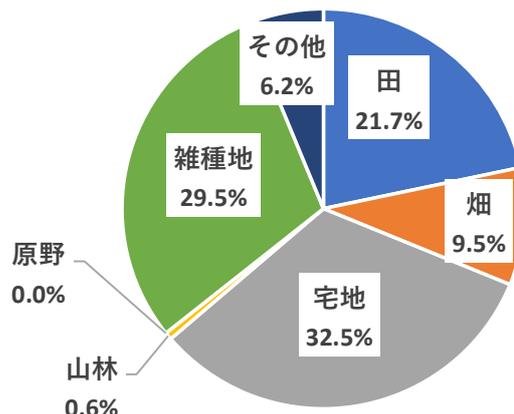
(単位：ha)

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
1977.0	428.8	187.9	642.1	12.5	0.0	582.9	122.8
100%	21.7%	9.5%	32.5%	0.6%	0.0%	29.5%	6.2%

※雑種地（例：雑草地、駐車場、ごみ置き場など）

出典：統計ふじみ

※その他（例：公衆道路、公園、墓地など）



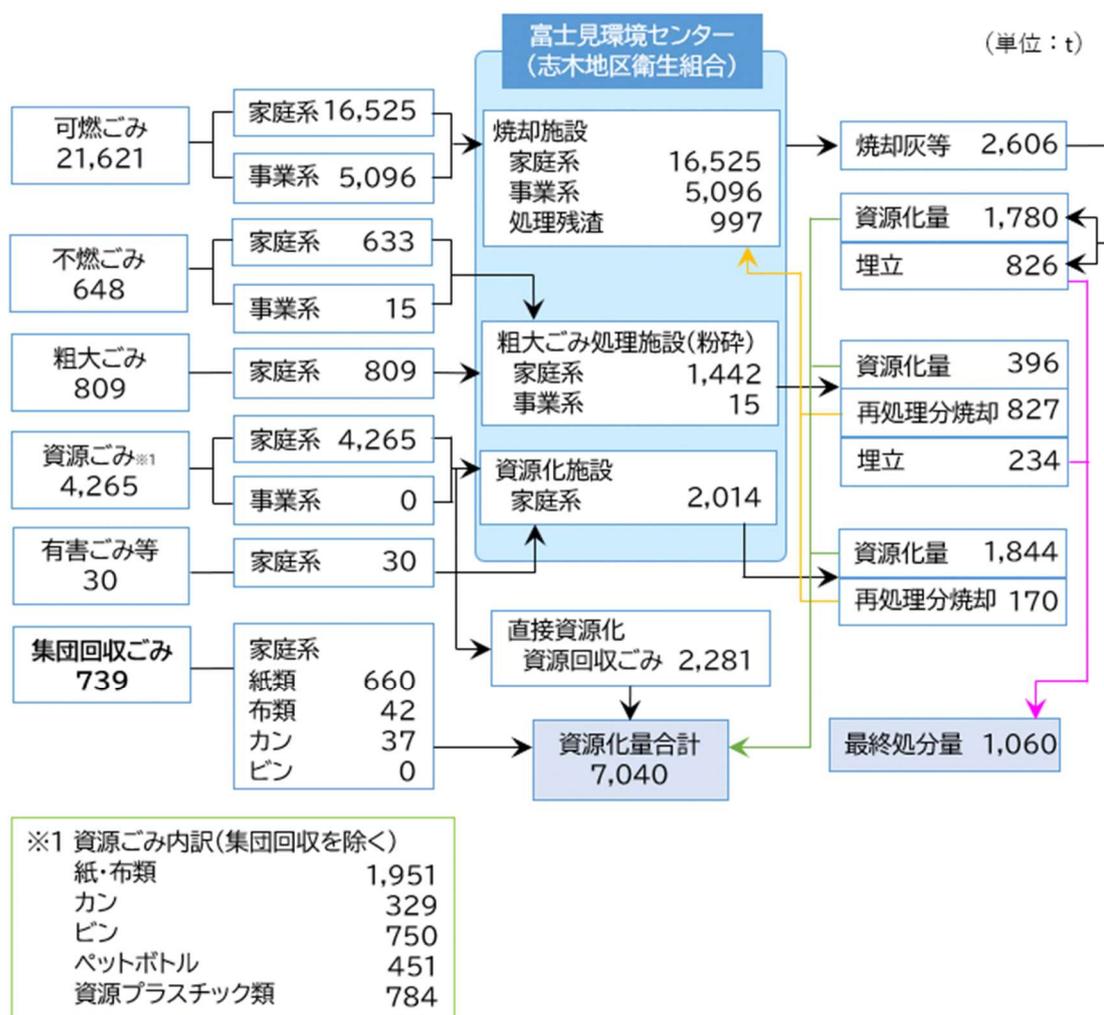
4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制）

（１）ごみ処理フロー

本市で排出されるごみは、下図に示す流れにより、資源ごみの分別回収や、焼却、最終処分を行っています。

本市では、家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ6種類（資源プラスチック類、ビン、カン、ペットボトル、紙・布類、有害ごみ）の9分別とし、収集しています。一方、会社や事務所、商店など事業活動により排出される事業系ごみの処理については、事業者が直接または委託した一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）を通して、ごみ処理施設に持ち込まれ、処理・処分されています。

家庭系ごみのうち、リサイクルできるものを除いたごみは、富士見環境センター（志木地区衛生組合）で焼却しています。焼却で発生した焼却灰の一部は建設工事資材の原料等として利用され、残りは最終処分場で埋め立て処分されています。



令和5年度実績

(2) 収集・運搬・処分

① 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬について、家庭系ごみは、市、許可業者及び東入間資源リサイクル協同組合（以下「資源収集業者」という。）により収集・運搬しています。また、事業系ごみは、各事業者が直接または許可業者を通して、ごみ処理施設に搬入しています。

収集・運搬の内訳

区分	ごみの種類	処理区分		処理主体
志木地区衛生組合搬入処理	可燃ごみ	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（焼却）		志木地区衛生組合（委託）
		最終処分	資源物	志木地区衛生組合（委託）
	残渣処理		志木地区衛生組合（委託）	
	不燃ごみ 粗大ごみ （家庭系のみ）	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（破碎）		志木地区衛生組合（委託）
		最終処分	資源物	志木地区衛生組合（委託）
	残渣処理		志木地区衛生組合（委託）	
	ビン カン	収集・運搬	家庭系	市（許可業者・資源収集業者に委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（選別）		志木地区衛生組合（委託）
		資源化	資源物（売却）	志木地区衛生組合（委託）
	ペットボトル	収集・運搬	家庭系	市（資源収集業者に委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
資源化		資源物（売却）	志木地区衛生組合（委託）	
資源プラスチック （家庭系ごみ）	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）	
	中間処理（選別）		志木地区衛生組合（委託）	
	資源化	資源物	志木地区衛生組合（委託）	
有害ごみ（家庭系ごみ） [乾電池、蛍光灯、水銀計 リチウム蓄電池]	収集・運搬		市（許可業者に委託）	
	資源化		志木地区衛生組合（委託）	
定期資源回収	紙類	新聞	回収処理	市（資源収集業者に委託）
		段ボール		
雑誌類				
紙パック				
雑がみ				
布類	衣類			
	毛布			
集団資源回収	紙類	新聞	回収処理 （資源回収登録団体）	集団資源回収取扱業者
		段ボール		
		雑誌類		
		紙パック		
		雑がみ		
	布類	衣類		
		毛布		
	ビン類	リターナル ビン		
金属類	アルミ缶・ス チール缶			
拠点回収	廃食用油	廃食用油	回収処理	市（回収業者に売却）

② 定期資源回収

令和4年度に奨励制度から資源収集業者への委託に変更し実施しています。

③ 集団資源回収

本市では、平成2年度に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、紙類（新聞、ダンボール、雑誌類、紙パック、雑がみ）・布類、カン、ビン（リターナブルビン）を回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

④ 拠点回収

本市では、令和5年6月から家庭で使用した植物性の食用油（菜種油、サラダ油等の液体の食用油）を市役所、ふじみ野交流センター、水谷公民館で拠点回収していましたが、令和6年度から10か所に拡大しました。

⑤ 中間処理施設

市内から排出される一般廃棄物は、志木地区衛生組合の処理施設で処理されています。志木地区衛生組合とその施設の概要は以下のとおりです。

【志木地区衛生組合の概要】

構成市	志木市・新座市・富士見市
設立	昭和39年6月1日
処理面積	51.60km ² (志木市：9.05km ² 新座市：22.78km ² 富士見市：19.77km ²)
処理人口	355,560人 (志木市：76,187人 新座市 166,038人 富士見市 113,335人) (令和6年4月1日現在)
所在地	事務局：富士見市大字勝瀬480番地

【富士見環境センターの概要】

(敷地面積 20,841.75m² 建築延面積 14,879.76m²)

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	180t/24H (90t × 2基)
焼却灰含有重金属処理施設	15t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.6t/24H
粗大ごみ・ビン処理施設	
粗大ごみ・不燃ごみ系列	25t/5H
ビン系列	13t/5H
リサイクルプラザ	
資源プラスチック分別処理施設	26t/5H

【新座環境センターの概要】

(敷地面積 11,837.60m²)

【東工場（建築延面積 3,245.10m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	8.4t/24H
粗大ごみ切断処理施設	5.0t/5H

【西工場（建築延面積 2,527.09m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.4t/24H

⑥ 最終処分

市内を含む、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については埼玉県環境整備センターや民間施設に埋め立てられています。

埋め立てる量を減らすため、焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託して道路路盤材や人工砂の原料としてリサイクルしています。

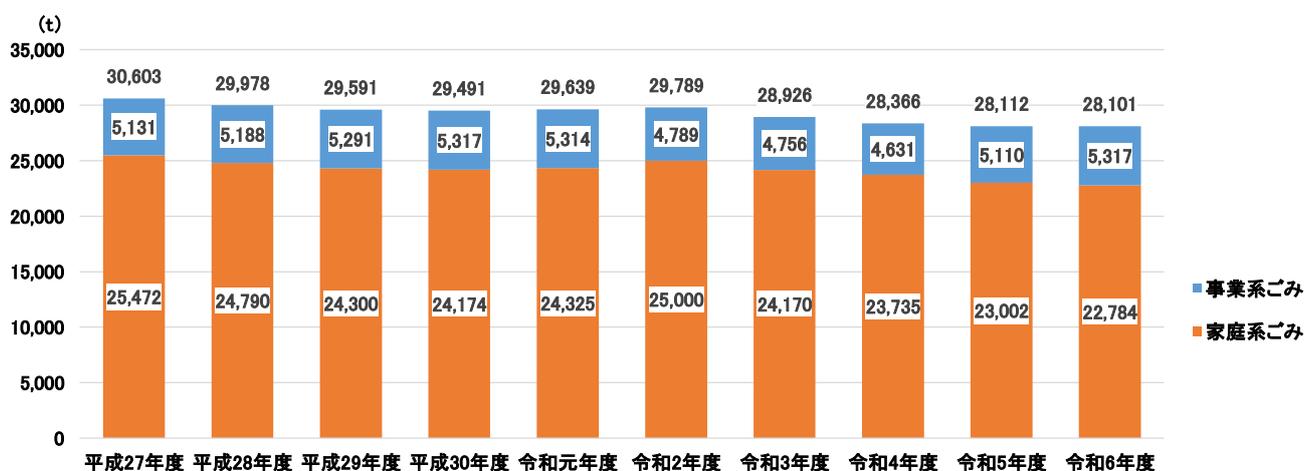


5. ごみ総排出量・処分量の推移

(1) ごみ総排出量の推移

近年、本市のごみ総排出量は、人口や従業者数が増加しているにもかかわらず、減少傾向にあります。令和6年度実績値は28,101 tで、当初計画における令和6年度の推計値28,242tより141t少なくなっています。

ごみ総排出量の推移

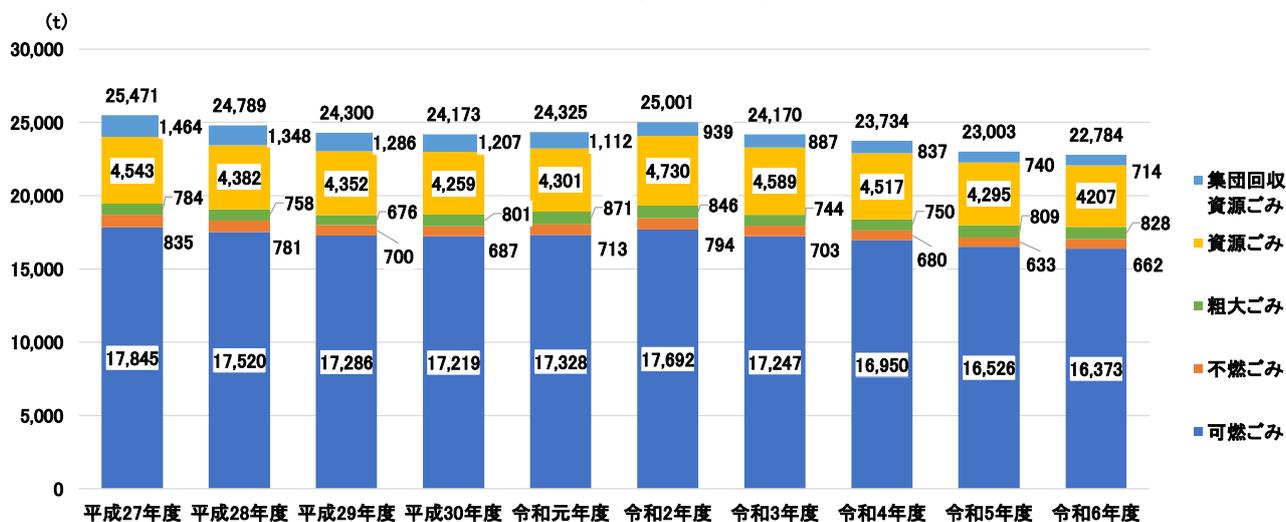


※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみの排出量のうち、可燃ごみと資源ごみは、令和2年度以降減少傾向にあります。

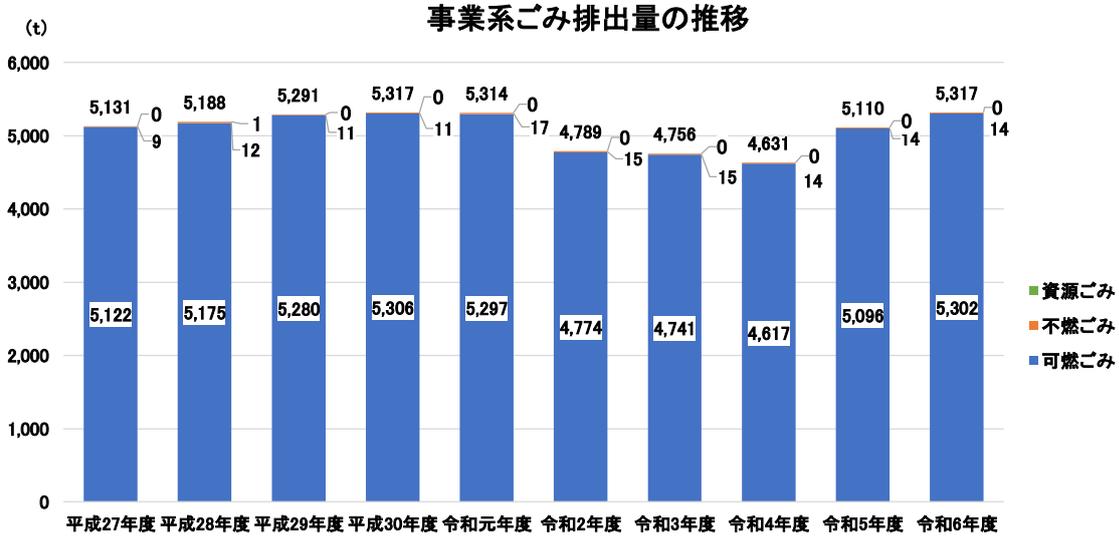
家庭系ごみ排出量の推移



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみは、その大部分を可燃ごみが占めています。令和2年度から新型コロナウイルスの影響により減少していましたが、新型コロナウイルスによる活動自粛が緩和されたこともあり、近年増加傾向にあります。

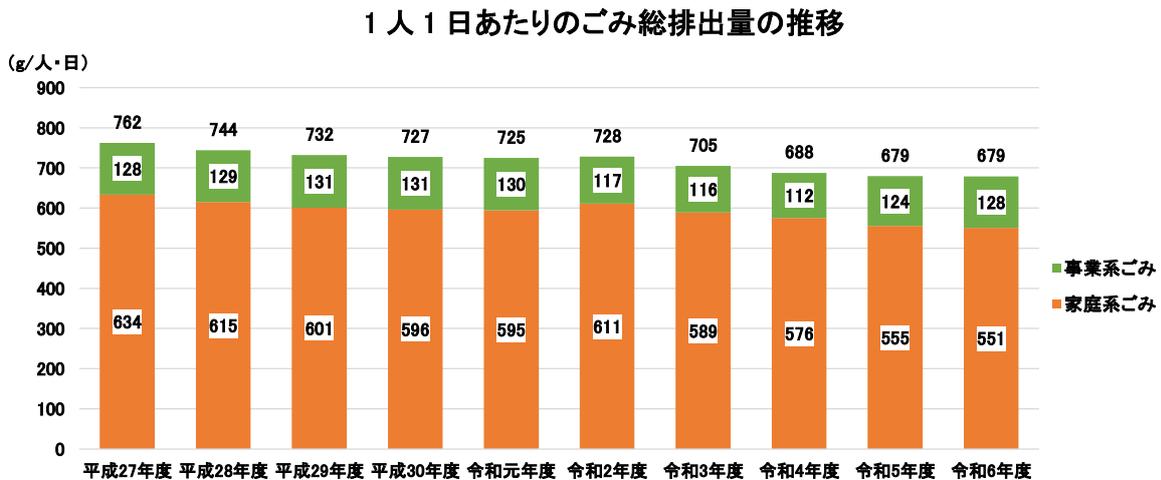


※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(4) 1人1日あたりのごみ総排出量の推移

1人1日あたりの総排出量は令和6年度679gとなり、平成27年度から83g減少しています。

そのうち、1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は、令和2年度から新型コロナウイルスの影響により減少したままで、事業系ごみは新型コロナウイルスによる活動自粛が緩和されたこともあり、近年増加傾向にあります。



※1 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※2 それぞれの算定式は以下のとおりです。

- 家庭系ごみ 1人1日あたりの排出量 = 家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系粗大ごみ + 家庭系資源ごみ + 集団資源回収) ÷ 人口 ÷ 年間日数
- 事業系ごみ 1人1日あたりの排出量 = 事業系ごみ (事業系可燃ごみ + 事業系不燃ごみ + 事業系資源ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

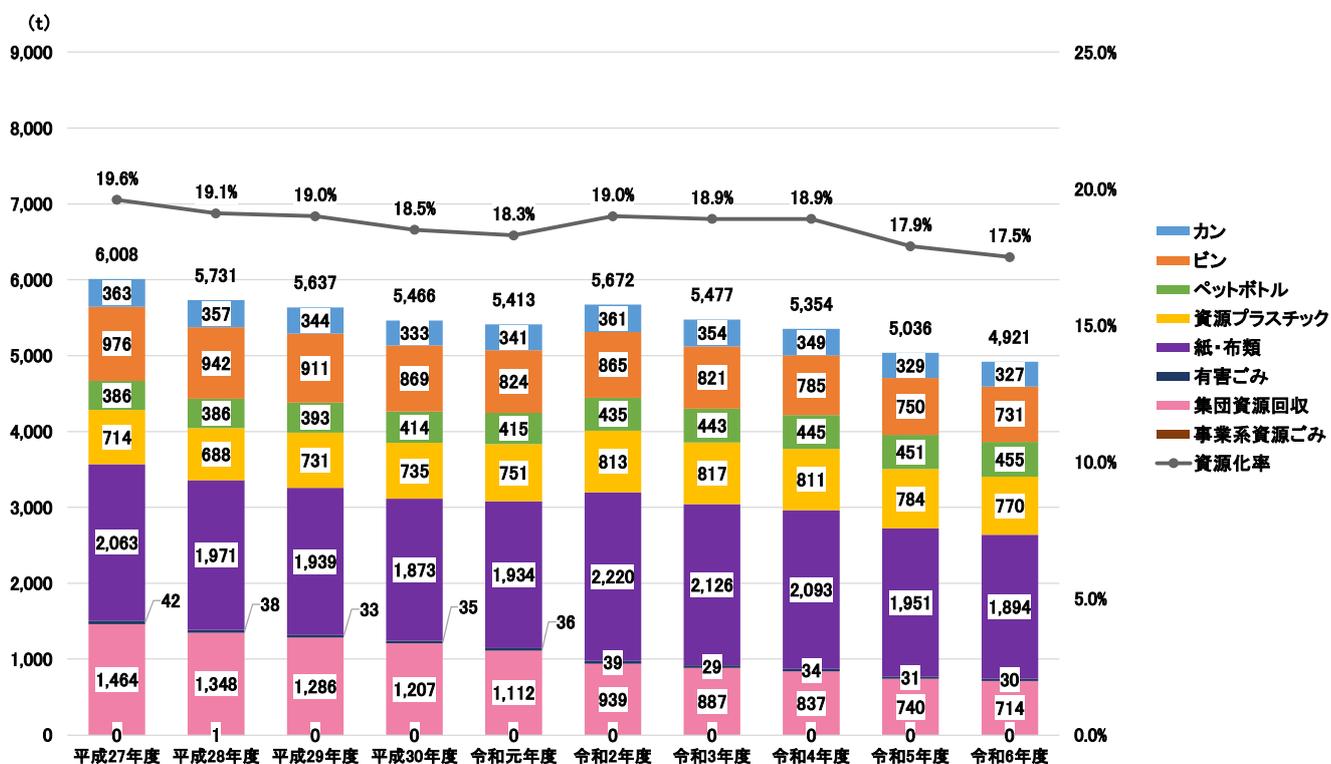
(5) 資源ごみ排出量の推移

資源ごみの排出量は減少傾向にあり、令和6年度では4,921tで、資源化率※は17.5%となっています。特に、紙・布類及び集団資源回収の減少が顕著となっています。その要因として、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や雑誌類の発行部数の減少や可燃ごみとして捨てられていることが考えられます。

一方、ペットボトルは増加傾向にあります。その要因としては、ビンやカンより軽量のペットボトルの出荷量が増加していることが考えられます。

※ 資源化率とは、ごみ総排出量のうち資源ごみの割合を指します。

資源ごみの回収量と資源化率の状況



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(6) 焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移

焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量は、令和6年度●●●tで、平成27年度より●●●t減少しています。これは、可燃ごみの総排出量が減少傾向にあることが主な要因となっています。

焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移

(単位：t)

	焼却灰	集塵灰	不燃残渣		合計
			粗大・不燃残渣	廃乾電池・廃蛍光管・キレート※	
平成27年度	1,906	905	218	40	3,068
平成28年度	1,914	882	247	38	3,081
平成29年度	1,885	892	236	34	3,047
平成30年度	1,936	885	243	34	3,098
令和元年度	1,929	923	266	35	3,154
令和2年度	1,928	937	287	38	3,190
令和3年度	1,600	884	247	30	2,761
令和4年度	1,544	899	238	32	2,713
令和5年度	1,753	922	241	29	2,945
令和6年度					

※不燃残渣のキレートは、排水中に含まれる重金属を回収するために、排水に投入・回収された固定剤（キレート樹脂）です。重金属を含むため、不燃残渣として取り扱われます。

参考：「志木地区衛生組合の概要」を基に構成市のごみ処理人口で按分

(7) 最終処分量の推移

最終処分量は、令和6年度●●●tで、平成27年度より●●●t減少しています。これは、可燃ごみの総排出量が減少傾向にあることや、焼却灰のセメント原料化やスラグ化が進んでいることが主な要因となっています。

最終処分量の推移

(単位：t)

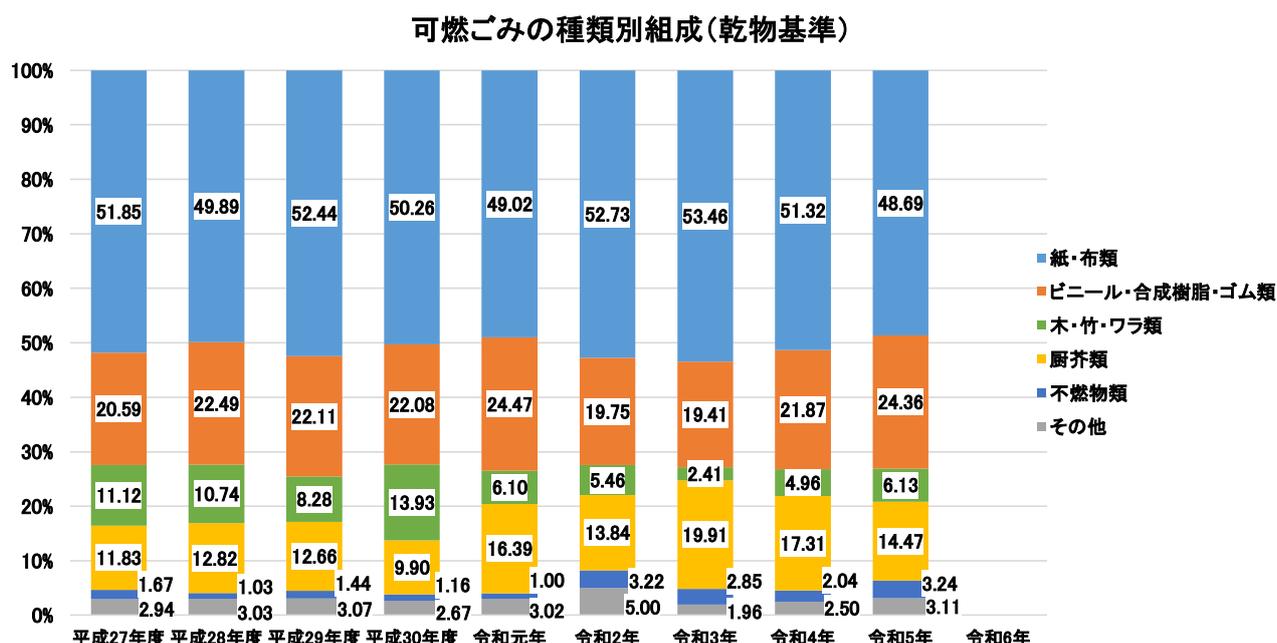
	焼却残渣量	処理残渣量	合計
平成27年度	1,312	232	1,544
平成28年度	1,203	251	1,454
平成29年度	1,198	232	1,430
平成30年度	923	239	1,162
令和元年度	812	266	1,078
令和2年度	824	273	1,097
令和3年度	784	228	1,012
令和4年度	746	231	977
令和5年度	826	234	1,060
令和6年度			

参考：一般廃棄物処理実態調査

6. 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成は、令和6年度で紙・布類が約●●%、ビニール・合成樹脂・ゴム類が約●●%、木・竹・ワラ類が約●●%、厨芥類が約●●%となっています。紙・布類は減少傾向にあり、ビニール・合成樹脂・ゴム類、厨芥類は増加傾向にあります。この中には、資源として回収すべきものも多く含まれています。

また、可燃ごみの性状分析の結果、令和6年度分の水分の割合は●●%となり、直近10年間はほぼ横ばいの状態が続いています。



出典：「志木地区衛生組合の概要」

可燃ごみ性状分析結果湿物基準成分一覧

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湿物基準	水分(%)	47.22	50.41	47.09	47.42	48.57	43.32	44.20	48.09	46.49	
	灰分(%)	6.05	5.17	5.65	5.27	4.70	7.37	6.26	5.21	6.48	
	可燃分(%)	46.73	44.42	47.26	47.31	46.73	49.31	49.54	46.70	47.03	
	低位発熱量(kcal)	1,900	2,017	1,963	1,930	2,058	2,287	1,963	2,053	2,172	

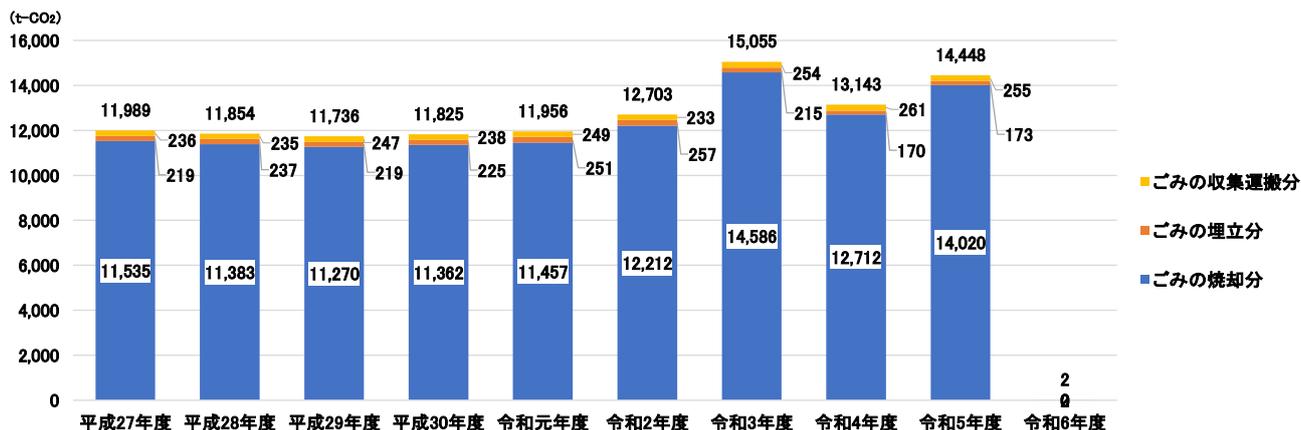
※低位発熱量：志木地区衛生組合は、設計値より発熱量が高い傾向にあります。発熱量が高い場合、紙、布、プラスチックなど燃えやすい資源となるものが多く含まれるので、資源化を推進し、ごみ焼却施設を適切に管理するため発熱量を下げる必要があります。

出典：「志木地区衛生組合の概要」

7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

本市のごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量は、平成27年度以降11,000 t - CO₂台で推移していましたが、令和2年度から増加傾向にあります。温室効果ガスは、ごみ処理（収集、運搬、焼却、埋立）のすべてにおいて発生しています。特に、全体の95%以上が、家庭や事業所から排出されるごみの焼却により発生しています。

ごみの収集・運搬・焼却・埋立に伴う温室効果ガス排出量

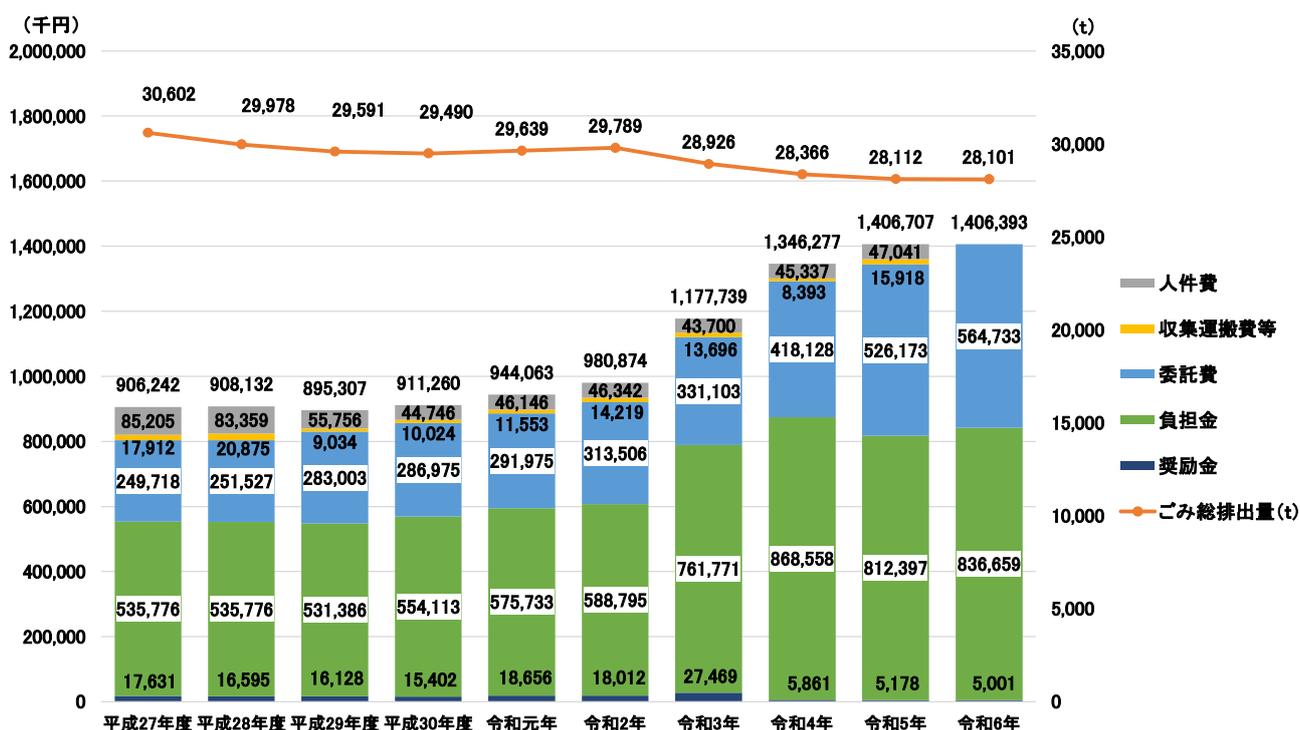


8. ごみ処理経費

令和6年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集・運搬費などで、総額約●●●千万円となっています。ごみ処理人口からみると、1人あたり年間●●●円程度となっています。

近年、ごみ処理経費は増加傾向にあります。収集・運搬に係る経費は減少している反面、志木地区衛生組合への負担金や許可業者等への委託費が増加しているためです。

ごみ処理経費の状況



また、1人あたり年間ごみ処理原価・1kgあたり年間ごみ処理原価は以下のとおりです。

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1人あたり年間ごみ処理原価 (千円)	8.2	8.2	8.1	8.2	8.5	8.7	10.5	11.9	12.4	
1kgあたり年間ごみ処理原価 (円)	29.6	30.3	30.3	30.9	31.9	32.9	40.7	47.5	50.0	

9. 不法投棄の現況

不法投棄の発生件数は、令和元年度まではおおむね増加傾向にありましたが、令和2年度からはおおむね減少傾向にあります。

不法投棄の発生件数、不法投棄物の回収量及び不法投棄に伴う財政負担額は、以下のとおりです。

不法投棄の発生件数

(単位：件)

年度	ごみ集積所	公園	その他	合計
平成27年度	65	0	17	82
平成28年度	26	0	6	32
平成29年度	82	0	26	108
平成30年度	47	2	66	115
令和元年度	80	5	69	154
令和2年度	64	4	34	102
令和3年度	74	6	27	107
令和4年度	53	6	18	77
令和5年度	47	7	17	71
令和6年度	41	7	11	59

不法投棄物の回収量

(単位：kg)

年度	不法投棄物	市民等によるクリーン作戦	
		空き缶	その他のごみ
平成27年度	6,460	520	14,220
平成28年度	4,860	180	11,520
平成29年度	5,950	100	7,700
平成30年度	7,720	160	13,060
令和元年度	5,300	180	10,120
令和2年度	7,360	0	3,480
令和3年度	6,000	0	6,480
令和4年度	4,240	80	5,600
令和5年度	4,281	20	4,860
令和6年度	4,993	20	3,460

不法投棄に伴う財政負担額

(単位：円)

年度	処理委託費等	不法投棄家電 リサイクル料金※1	志木地区衛生 組合負担金※2	処理費総額
平成27年度	159,300	0	386,125	545,425
平成28年度	396,900	208,224	318,168	923,292
平成29年度	327,240	96,432	262,830	686,502
平成30年度	701,498	39,490	410,251	1,151,239
令和元年度	501,200	182,644	303,028	986,872
令和2年度	363,000	103,775	214,258	681,033
令和3年度	308,000	98,700	328,663	735,363
令和4年度	319,000	90,695	303,747	713,442
令和5年度	313,500	49,210	264,740	627,450
令和6年度	473,000	28,520	252,269	753,789

※1 自動車リサイクル手数料を含みます。

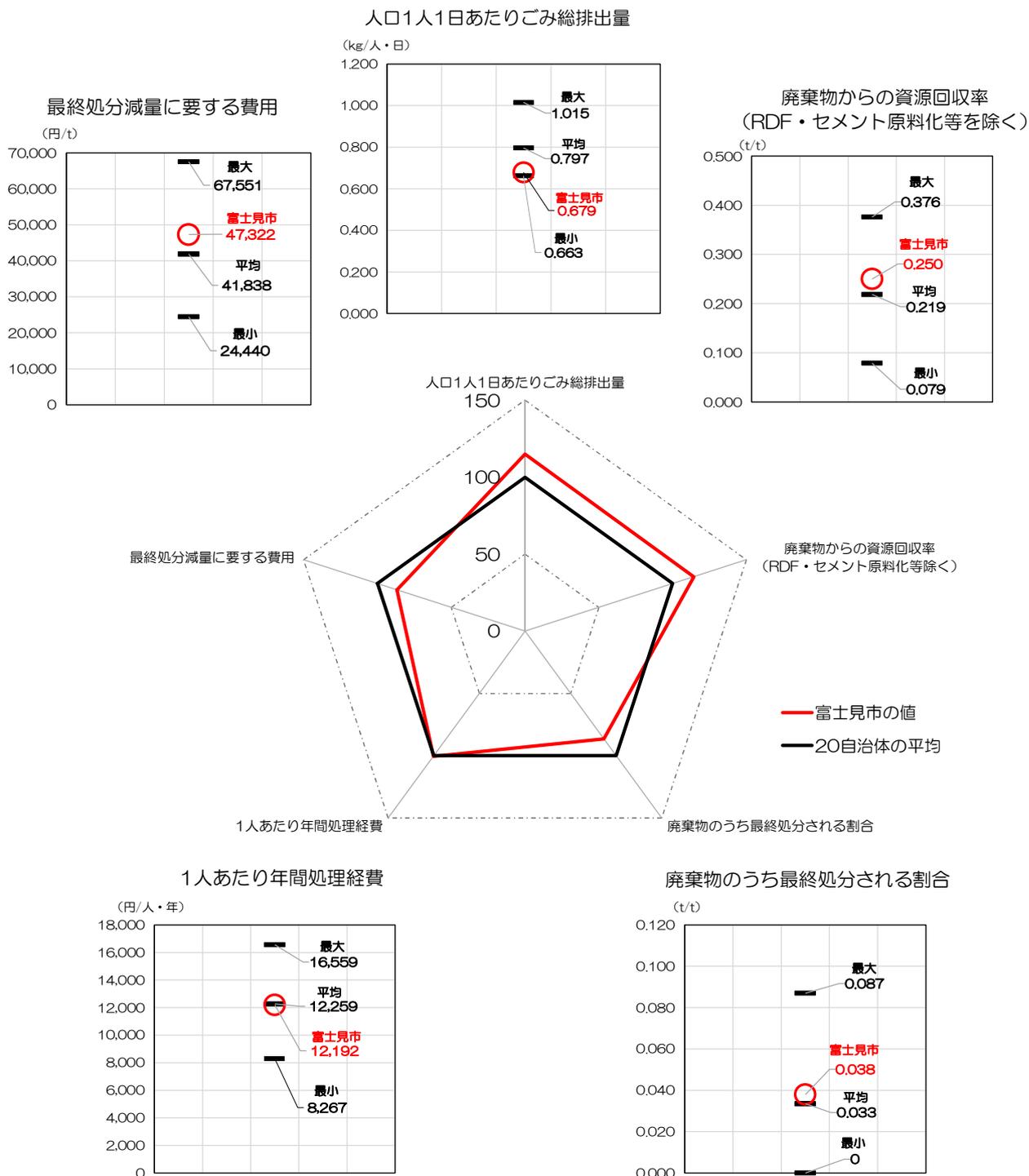
※2 「志木地区衛生組合負担金」は、構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です。



不法投棄防止看板

10. 類似団体との比較

本市とともに、志木地区衛生組合の構成市である志木市と新座市を含む、本市と人口規模が近い県内の20自治体（人口が7万から17万人までの団体）を選定し、5つの指標について令和5年度の実績値を比較しました。中央の五角形は赤い線が外側に行くほど平均値より良い値となっています。



市町村名	人口 R5/10/1 現在 (人)	1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	1人あたり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
富士見市	113,165	0.679	0.250	0.038	12,192	47,322
行田市	78,425	0.917	0.079	0.01	9,758	24,440
飯能市	78,446	0.771	0.213	0	13,507	47,344
加須市	112,074	0.946	0.376	0.028	15,304	43,454
本庄市	77,361	1.012	0.112	0.033	12,357	33,495
東松山市	91,018	0.843	0.188	0.08	13,243	45,182
狭山市	148,982	0.748	0.271	0.006	12,381	40,767
鴻巣市	117,658	0.776	0.162	0.002	11,860	40,388
深谷市	141,448	1.015	0.118	0.012	10,987	29,323
戸田市	142,114	0.844	0.192	0.046	10,236	31,924
入間市	144,945	0.781	0.238	0.061	13,031	44,297
朝霞市	144,871	0.69	0.302	0.028	9,335	36,657
志木市	76,454	0.703	0.289	0.036	12,144	45,046
和光市	84,864	0.706	0.236	0.04	12,405	48,772
新座市	165,876	0.723	0.251	0.038	11,352	41,093
桶川市	74,571	0.663	0.348	0.038	16,559	67,551
久喜市	150,824	0.77	0.253	0.015	14,928	52,778
八潮市	92,846	0.886	0.154	0.054	9,916	28,326
三郷市	141,990	0.846	0.161	0.087	8,267	25,749
坂戸市	99,572	0.707	0.184	0.037	13,726	50,298
ふじみ野市	114,155	0.702	0.215	0.014	13,945	54,385
平均値	113,889	0.797	0.219	0.033	12,259	41,838
最大値	165,876	1.015	0.376	0.087	16,559	67,551
最小値	74,571	0.663	0.079	0.000	8,267	24,440

※ 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)を用いて算定しているため、市が公開しているデータと合わない場合があります。

【分析・評価】

	分析	評価
1人1日あたりごみ総排出量	類似団体 20 自治体の平均値より低い排出量となりました。	◎
廃棄物からの資源回収率	類似団体 20 自治体の平均値より高い資源回収率となりました。	◎
廃棄物のうち最終処分される割合	類似団体 20 自治体の平均値より最終処分される焼却灰等が多くなっています。	△
1人あたり年間処理経費	類似団体 20 自治体の平均値より若干低めとなっています。	○
最終処分減量に要する費用	類似団体 20 自治体の平均値より高め費用となっています。	△